

スイスにおける学校教員の継続教育に関する調査研究

今 由佳里*

(2014年10月28日 受理)

Research about Continuing Education for teachers in Switzerland

KON Yukari

要約

近年、日本では教員免許更新制が導入され、各地で免許状更新講習が実施されているが、それでは、海外における教員研修とは、どのように実施されているのであろうか。

筆者はここ数年に亘り、スイス・ジュネーヴ州の複数の小学校において音楽授業調査を実施している。現地において、授業を行う教員と教員室で打ち合わせを行っていると、州から派遣された代行教員と度々出会うことがあった。彼らは、正規教員が自身の継続教育を受けるための理由等で授業を休む際に、代わりに授業を行うことを担っており、日本とのシステムの違いに驚きを感じると同時に、ジュネーヴ州における教員の継続教育の在り方に興味を抱いた。

本稿は、ジュネーヴ州の2014-2015年度初等教育課程現職教員向け継続教育研修講座について、その特徴と概要を明らかにするものである。2014-2015年度の研修講座は、横断的テーマ、教科別テーマ、人材育成に焦点をあてた205の講座から構成されている。これらの講座は、ジュネーヴ州の教育課題に対応した内容や教員のニーズに即して弾力的に構成されている。本稿では、諸外国の教員研修のあり方の一例として、ジュネーヴ州における教員の継続教育に視点をあて、その特徴と実施の概要を明らかにすることを目的としている。

キーワード：継続教育、生涯学習、教師教育、教員研修、スイス

* 鹿児島大学教育学部 准教授

1. 研究の背景

スイスの音楽教育調査のために現地の公立小学校へ赴くと、幾人かの教師が自身の継続教育に通うため、授業を代行教員に委ねている場面にこれまで何度か遭遇し、日本との制度の違いに驚きを感じるが多かった。2006年にスイス連邦統計局が実施した調査では「スイスでは76%の大人が学校教育終了後も生涯学習を続けている」という結果を得ている。スイスでは、正規教員でも就業時間数を選んで勤務することが可能なため、このことも継続教育を続けられる理由のひとつとなっているのであろう。本研究では、日本では資料が少ないスイスにおける継続教育を取り巻く現状について、初等教育課程現職学校教員を対象にして調査し、その概要を明らかにすることを目的としている。

2. 日本とスイスの教師教育の在り方

現在、日本の教育現場において、教員の資質向上に関する取り組みは重要な課題として捉えられている。近年では、教員免許状更新講習の制度が導入され、これにより経験を多く積んだ教員に対しても節目の年には、最新の知識を得る機会が公的に保障された。従前より、初任者研修、10年経験者研修が法定研修として義務付けられている。さらに、採用直後に実施する初任者研修については、従来1年間であった内容を2～3年間の研修期間に変更する都道府県教育委員会が全国的に増えているなど、より効果的な研修へと日々発展を続けている。この他にも教職経験に応じた研修として、5年経験者研修、20年経験者研修、機能に応じた研修として生徒指導主事研修や新任教務主任研修、教頭・校長研修、長期派遣研修として民間企業等への長期派遣研修、専門的な知識・技術に関する研修として教科指導、生徒指導等に関する専門的研修など、教員のライフステージに応じて、様々な研修が提供されている。上記した研修は、国や都道府県、市町村レベルで実施されているものであるが、各学校において教員が自主的に行う研修会や研究会も数えれば、教員の資質向上に関する我が国の意識は高いといえる。

本稿で対象としているスイス・ジュネーヴ州では、全ての教員が毎年 *Formation Continue* と称される継続教育を受ける機会を年に数回保障されている。年々変化する子どもたちの実態や最新の教育内容に対応するためにこのような制度が実施されているが、スイスの教員は、この機会を「自分の技術や知識を日々新しいものに更新できるシステム」と捉え、認識している。このように、各国において教員の研修システムは様々なあり方や制度、方針が定められて実施されている。他国の取り組みを知り、自国の制度を振り返ることは、我が国の教員資質を向上するうえで非常に大きな示唆を得る結果になることと考えられる。したがって本稿では、これまで日本では取り上げられていないジュネーヴ州を対象に、教員研修のあり方について継続教育に視点をあてて探っていく。

3. 2014-2015年度初等教育課程現職教員向け継続教育研修講座の概要とその特徴

2014年8月22日、ジュネーヴ州公教育、研修・開発課（SeFOD）は、2014-2015年度初等教育課程現職教員向け継続教育の年間研修講座一覧を提示した。この講座一覧には横断的テーマ、教科別テーマおよび人材育成に焦点をあてた205の講座が記載されている。

（1）ジュネーヴ州の教育的背景と継続教育研修講座構成との関連

この継続教育研修講座は、ジュネーヴ州のその時々々の教育課題と密接に関連して講座が構成されている。現在ジュネーヴ州では、①新教科（英語）の導入、②フランス語圏における新規教材の導入（ドイツ語、人文社会科学、自然科学）、③3つの教育課程（初等教育課程、中等教育前期課程¹⁾、中等教育後期課程²⁾間の関連性強化が、教育現場に影響を与える課題と捉えられている。研修講座は、これらの課題に応えたジュネーヴ州の公立学校教育に変化をもたらすいくつかの取り組みを考慮した内容となっている。2014-2015年度は、とりわけ制度的変化に対応するため、研修講座の約半分が新しくなっている。また、教育課程間の関連性強化のため、初等教育課程および中等教育前期課程と中等教育後期課程と共通の講座が従来よりも多く開講されている。ジュネーヴ州の継続教育研修講座構成と開設科目を見ると、教育制度の変化に対応することは勿論、現場の教育課題や教員のニーズを汲み取るような講座で構成されていることが理解できる。

（2）現職教員研修受講の弾力性

ジュネーヴ州公立小学校初等教育課程所属教員の場合、勤務時間中に年間半日×4回の個人研修が権利として保障されている。この継続教育を受講するために教員が勤務時間中に学校を離れる場合は、州の代行教員³⁾が派遣され、代わりに授業を行ってくれるシステムが確立しているので、受講を容易にする環境にあると言える。この研修は現職教員に付与されている権利のため、第三者に権利を移転したり、あるいは教員が利用しきれなかった割当て日数を他の教員に割り振ることは勿論できない。同様に、この割当て日数を各校のグループ研修に充てることもできないことと規定されている。年間半日×4回の権利が厳格に保障されていることを上記したが、例外の措置を施すこともある。例えば、州の教職員評価あるいは人材開発面接（EEDP）実施の結果、追加的な研修が必要であると学校長が判断した場合、この学校長はこの現職教員継続教育研修を統括している研修・開発課に対し、割り当て日数とは別枠で現職教員研修を申請することができる。また、特別な指導を必要とする生徒を抱えている教員の場合、この教員は学校長の了承を得たうえで、本講座一覧に記載のインクルージョン教育実施校と共同で実施する研修を、個人研修

1) 中等教育前期課程とは、12～15歳の子どもたちが通う、日本の制度で言う中学校を指している。Secondaire I.

2) 中等教育後期課程とは、義務教育終了後3～5年間の教育課程に相当する。Secondaire II.

3) 正規教員が休んだ場合に、その教員の代わりに授業を代行する教員。

の割り当て分とは別枠で受講することができる。ジュネーヴは移民が多い土地柄であり、また国際機関が集中している都市であるため、フランス語を母語としない児童の在籍も多い。言葉を理解できないために、授業に参加することが困難な児童がクラスに数名いることは稀ではなく、このような児童に対応するための方法を学ぶ講座内容も用意されている。以前、筆者が訪問した市内の公立小学校では、1クラスにスイス国籍を持つ児童が一人しか在籍していない学級の授業も観察したことがある。このような状況は決して珍しいことではなく、ジュネーヴの小学校が抱える課題の一つであると、担任教師から話をうかがった。

さらに正規教員だけではなく、代行教員についても6か月以上勤務する場合は、研修講座に申し込むことが可能となる。しかし、正規教員とは異なり、勤務時間外に開催される講座に、空きがあればという条件が付される。代行教員は原則的には現職教員向け個人研修を受講することはできない。同様に講座案内には、教育実習中の教員養成大学機構（IUFE）の学生についても、個人研修を受講することができない旨付記されている。

（3）開設講座の系統性と音楽分野の講座内容

研修講座は、横断的テーマ、教科別テーマおよび人材育成に焦点をあてていることは前述しているところである。ここで講座一覧の分野を挙げていくと、教職、言語、数学と自然科学、人間科学と社会、芸術、身体と動き、横断的能力、一般研修／MITIC、一般研修／FGの9つに分けられ開講講座が記されている。教科別テーマは、スイス・フランス語圏教育計画（PER: Plan d'études romand）に沿って編成されている。ここで一例として、芸術分野「音楽」に関してどのような講座が開設しているのか具体的に取り上げたい。なお、正規教員は研修講座を、年間半日×4回受講する機会が保障され、講座時間割は、午前の講座が8:30から12:00、午後の講座は13:30から17:00にそれぞれ開講している。

音楽（MUG）

- ①即興による歌唱およびサークルソング：1日
- ②学校でのダンス：2日
- ③伴奏ギター（レベル1）：22 périodes
- ④伴奏ギター（レベル2）：22 périodes
- ⑤楽譜作成ソフト（フリーソフト）：1日
- ⑥リコーダー：1日
- ⑦ボディパーカッション：融合のためのツール（レベル1）：1日
- ⑧ボディパーカッション：延長（レベル3）：1日、新設
- ⑨声を出そう：2日、新設
- ⑩叩くと音の出る小さな打楽器を使って：1日、新設

- ⑪子供のためのタンゴ：半日×4回、新設
- ⑫『ゼリ・シャンソン3』：1日、新設
- ⑬音を用いた作品の創作に向けた探究：半日×4回、新設
- ⑭ジュネーヴ大劇場の振り付け創作について―『くるみ割り人形』：半日×1回、新設
- ⑮ジュネーヴ大劇場のオペラ作品について―『タウリスのイフィゲニア』：半日×1回、新設

1点目のサークルソングとは、数人が円になって声の即興を行うものである。アフリカ音楽から影響を受けており、ベースとなる歌のモチーフに、ソロの歌手手が順番に即興をつけていく。5点目の楽譜作成ソフトの講座では、1日で簡単な歌の楽譜をパソコン上で書けるようになることを目的としている。8点目のリコーダーの講座は、バロック式リコーダーを用いて研修が進められている。10点目の打楽器の講座では、小学校の音楽室やリトミック室に置かれている打楽器やスティック（写真1、2、3参照）の演奏法や教材としての利用法について習得することを目的としている。



写真1：小学校の楽器収納ロッカー



写真2：様々な形態のスティック



写真3：スティック

12点目、今年度から新設された『ゼリ・シャンソン3』は、4歳から11歳の子どもの対象とした歌の本である。身体の動きを伴った、子ども向けの小曲で構成されている。リズムカルなメロディーにオノマトペ等楽しい言葉をのせて歌っていくことから、子どもたちに人気のある作品が多く所収されている。13点目、音を用いた作品の創作は、楽器や音の出る道具を用いて音を探求したり、発見する活動から始まり、グループで音楽を創作、発表する段階まで進めている。14、15点目のジュネーヴ大劇場とは、1876年に完成した豪華絢爛なオペラハウスである。講座では、この大劇場の舞台裏を訪問したり、振付家や劇作家の講義を受ける機会も用意されている。

写真4：『ゼリ・シャンソン』
2巻の表紙

研修講座を担当する講師の出身母体は多岐に渡っている。具体的にはIUF(教員養成大学機構)、HEP(高等教育学院)、IUFM(教師養成大学機構)の指導員、コンサルタント、SEM(学校メディア課)研修系の指導員、SeFOD(研修・開発課)の学校教育コーディネーター、SEESE(生徒教育評価フォローアップ課)の教科コーディネーター、SeFODの研修コーディネーター、EP(初等教育課程)－CO(中等教育前期課程)－PO(中等教育後期課程)の教員、芸術・スポーツ関連教科の教師、栄養士、SSEJ(青少年保健課)の医師や看護師、OMP(医療教育局)やSMS(学校調停課)の関係者などが挙げられる。各分野の専門家によって、多様な研修講座が提供されていることがわかる。

研修講座の大半は、教員全体を対象とした講習であるが、一部の講座は第1課程(cycle1)または第2課程(cycle2)の教員、新規採用された教員、あるいは芸術・スポーツ関連教科の教師をそれぞれ対象とする個別講座も開設されている。

(4) 研修講座登録の概要

ジュネーヴでは、教育年度開始時の8月下旬になると、現職教員向け継続教育研修講座の概要を紹介するパンフレットのデータを電子メールで各教員に送付する。パンフレットに記載されている講座名をクリックすると、リンク先となる州のイントラネットサイト、具体的には講座一覧表に直接アクセスでき、手軽に申し込みが行えるようになっている。各教員は、毎年各自のスキルアップの必要性に見合った講座に申し込むことができる。講座申し込みにあたっては、必ず所属する学校長の許可を得なければならないことと規定されている。

講座申し込み期間は、例年9月1日から30日までの一か月間であるが、この期間が終了する前であっても、各講座は定員に達した時点で受付を締め切られる。しかし、定員に満たない講座に関しては、研修開始1か月までの申し込みが可能になっている。その後、登録した講座開始日の1か月前に、電子メールにて各講座の受講票が送付される。また、定員に満たない場合は開講されないこともあり、開講中止となった際には、講座開始の遅くとも1か月前までに受講予定者に通知することになっている。

継続教育研修講座を受講することが教員の権利ということは前述しているところであるが、申し込みをした教員は必ず講座に出席し、その全てを受講しなければならない。これは「職務上の義務である」ということが講座案内のパンフレットに明記されている。しかし、申し込み時に予測できないような重大な問題が発生した場合にのみ、取り消し事由を提出することで、登録を取り消すことができる。この場合、取り消しを申し出る教員は、講座の主催者、例えば研修・開発課や学校メディア課研修係宛てに、可能な限り早急に欠席の旨を電子メールで通知することとなっている。電子メール送信の際には、講座受講票裏面に詳細が記されている。同時に学校長およびこの講座を統括している研修・開発課へ、その写しを送信すること、そのメールには欠席の事由を詳述することが義務付けられている。理由なき欠席は、システムを通じて教員が勤務する

学校長に通知される規則になっている。

おわりに

ジュネーヴの初等教育課程現職教員向け継続教育研修講座は、弾力性を持ちつつ運営がなされているという特徴が見られた。講座の内容は、その時々々の州の教育課題に対応した内容や教員のニーズに即して柔軟に編成されている。2014-2015年度は205の講座が開講され、教員はその中から自らの課題と必要に応じて自由に受講することが可能である。本稿では、一例として音楽教科を取り上げたが、今年度は「音楽（MUG）」15講座の中で8講座が新しい講座であった。内容は実践に即したものが中心であり、歌唱、器楽、創作、鑑賞に加え、ボディパーカッションやダンス、楽譜作成ソフトの習得など多岐にわたっていた。受講回数は決まっているものの、何がしかの課題を有している教員に対しては、割り当て分とは別枠での講座受講を許している。例えば、特別な指導を必要とする児童を抱えている教員に対して、健常児と障害児が共に学ぶことを推進しているインクルージョン教育実施校においての研修を提供している。さらに、正規教員が継続教育を受講可能にする背景に、ジュネーヴ州の代行教員システムの存在が大きい。日本においては、教員が学校外で研修を受ける際、その教員の授業の代理は同じ学校の教員が充てられるが、ジュネーヴでは州の代行教員を派遣するシステムがとられており、このことが、継続教育の受講を推進させている要因のひとつとなっていると推察される。

2013年11月、ジュネーヴの小学校での調査時、筆者は、その年度に正規採用されたばかりのリトミック専科教員の方から、新規採用教員向けの研修について話をうかがう機会を得た。その話を要約すると、ジュネーヴの新規採用教員向け研修は、現在大きな変化の時期に入っているとのことである。例として、新任教員に対する初年次研修が、その年度より音楽・リトミック科、体育科等の実技系の教員には、2年間の教育学に関する講座の受講が義務付けられた旨、話していただいた。これは実技教科教員の多くが、音楽やスポーツ等の実技系高等教育機関の出身であり、これまで教育学を専門的に学んだ経験がないためという理由を教えてくれた。講座は、スタージュやゼミナールから構成され、実技系教員は、この新規採用教員向け研修を2年間受講することが、正規教員になるための条件となっているとのことであった。

【参考・引用文献】

Département de l' instruction publique, de la culture et du sport. (2014) *Enseignement primaire FORMATION CONTINUE 2014-2015*. Genève.

Conférence intercantonale de l' instruction publique de la Suisse romande et du Tessin. (2010) . *Plan d' études romand*. Secrétariat general de la CIIP.

付記

本研究は、公益財団法人北野生涯教育振興会による2013-2014年度生涯教育研究助成「スイスにおける学校教員の継続教育に関する現状調査（研究代表：今由佳里）」を受けて行っている研究成果の一部である。